

公益財団法人お香の会  
定 款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人お香の会と称する

(事務所)

第2条 この法人は主たる事務所を奈良市に置き、従たる事務所を東京都品川区に置く。

2 この法人は、理事会の決議を経て、必要な地に支部を置くことができる。これを変更または廃止する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、香道の伝統を保持、育成するとともにその普及を図り、もってわが国文化の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的達成のために、次の公益目的事業を行う。

- (1) 普及啓発事業 : 香席の開筵、講習会、講演会、香道教室等を開催し伝統芸道としての香道を体験させ、香道の普及発展をはかる。
  - (2) 国民文化祭事業 : 国民文化祭に出展し、香席を設け、香道家元・宗家からの解説のもと香道を体験、パネル、ビデオ等で香道を紹介する。
  - (3) 伝統文化伝承事業 : 伝統文化香道を伝承するため、親子香道教室、伝統行事での献香、余香席を開筵する等、伝統文化香道の伝承活動を推進する。
  - (4) 伝統文化活動支援事業 : 伝統文化の伝承・普及を目的に活動する個人および法人からの申請に対し、財団の基準により財団講師の派遣等、助成・支援をする。
  - (5) 伝統文化国際交流事業 : 国際交流諸団体等（県海外協会、市国際交流協会等）からの要請を受け入れ、伝統文化香道を通じて国際文化交流に貢献する。
  - (6) 調査研究事業 : 香木、香道具、香に関する資料、道具を収集、研究、保存し香道の伝承、発展をはかる。
  - (7) 広報宣伝事業 : 香に関する情報を収集、印刷物やITを媒体とした教育・広報活動等を行う。
  - (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の公益目的事業は、奈良県、東京都及び他の道府県で行う。

### 第3章 資産及び会計

#### (財産の種別)

第5条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

- 2 基本財産は次に掲げるものをもって構成する。
  - (1) この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。
  - (2) その他理事会で、基本財産とすることを決議した財産。
- 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。
- 4 公益認定を受けた日以後に寄付を受けた財産については、その半額未満を法人管理運営費として使用できるものとする。

#### (基本財産の維持及び処分)

第6条 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

- 2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分又は担保に提供する場合には、理事会及び評議員会の承認を得なければならない。
- 3 基本財産の維持及び処分について必要な事項は、理事会の決議によるものとする。

#### (財産の管理・運用)

第7条 この法人の財産の管理・運用は、理事長が行うものとし、その方法は理事会の決議によるものとする。

#### (事業年度)

第8条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

#### (事業計画及び収支予算)

第9条 この法人の事業計画書、収支予算書等は、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会へ報告しなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の事業計画書及び収支予算書等については、毎事業年度開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない
- 3 第1項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

#### (事業報告及び決算)

第10条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会において承認を得なければならない。

- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
  - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
  - (6) 財産目録
- 2 前項の財産目録等については、毎事業年度終了後3ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。
- 3 第1項の定時評議員会の終了後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。
- 4 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所及び従たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
  - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
  - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等支給の基準を記載した書類
  - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（公益目的取得財産残額の算定）

第11条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第4項第4号の書類に記載するものとする。

#### 第4章 評議員

（評議員）

第12条 この法人に評議員5名以上10名以内を置く。

2 評議員のうち、1名を評議員会会長とする。

（評議員の選任及び解任）

第13条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
- ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ハ 当該評議員の使用人
- ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
- へ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の三分の一を超えないものであること。

- イ 理事
- ロ 使用人
- ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
- ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者
  - ① 国の機関
  - ② 地方公共団体
  - ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
  - ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
  - ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
  - ⑥ 特殊法人又は認可法人

3 評議員会会長は、評議員会において選出する。

4 評議員は、この法人の理事又は監事もしくは使用人を兼ねることはできない。

5 評議員に異動があつたときは、2週間以内に登記し、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

（任期）

第14条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第 12 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第 15 条 評議員は、原則として無報酬とする。ただし、特別な職務執行の対価には毎年度総額 50 万円を限度として報酬を支払うことが出来る。

- 2 前項の規定にかかわらず、評議員には、その職務を行うための費用を弁償することが出来る。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は評議員会の決議により、別に定める役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程による。

## 第 5 章 評議員会

(構成)

第 16 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第 17 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 役員の選任及び解任
  - (2) 役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程
  - (3) 役員の報酬並びに費用の額の決定
  - (4) 各事業年度の事業報告及び決算（貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明書）の承認
  - (5) 定款の変更
  - (6) 残余財産の処分
  - (7) 基本財産の処分又は除外の承認
  - (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
- 2 前項にかかわらず、個々の評議員会においては、第 20 条第 1 項の書面に記載した評議員会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

(開催)

第 18 条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に臨時評議員会を開催する。

(招集)

第19条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 前項による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

(招集の通知)

第20条 理事長は、評議員会の開催日の1週間前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。

- 2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第21条 評議員会の議長は、評議員会会長がこれに当たる。

- 2 議長は、評議員会の議事を整理するとともに、第13条第1項の役員等選定委員会の委員長となる。

(定足数)

第22条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第23条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
  - (1) 監事の解任
  - (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
  - (3) 定款の変更
  - (4) 基本財産の処分又は除外の承認
  - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第28条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第24条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会があったものとみなす。

(報告の省略)

第25条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員会の全員が書面又は電子的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第26条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長及び会議に出席した評議員から選出された議事録署名人2名が前項の議事録に記名押印しなければならない。

(評議員会運営規則)

第27条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令またはこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会運営規則による。

## 第6章 役員

(役員の設定)

第28条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上10名以内
  - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち2名以内を代表理事とする。
- 3 代表理事以外の理事のうち、2名以内を「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」(以下「一般社団・財団法人法」という)第197条が準用する第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とすることができる。

(役員を選任)

第29条 理事及び監事は、評議員会の決議によって各々選任する。

- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

- 3 前項で選任された代表理事より理事長 1 名、副理事長 1 名を選定する。
- 4 第 2 項で選任された業務執行理事は、常務理事とする。
- 5 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 6 理事のうち、理事のいずれか 1 名とその配偶者又は三親等内の親族その他特別の関係ある者の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 7 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他に準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 8 理事又は監事に異動があったときは、2 週間以内に登記し、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

#### （理事の職務及び権限）

- 第 30 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事長及び副理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
  - 3 前項の理事長、副理事長をもって「一般社団・財団法人法」上の代表理事とし、常務理事をもって、同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。
  - 4 理事長、副理事長、常務理事及びそれ以外の業務を執行する理事の権限は、理事会において定める。
  - 5 理事長、副理事長、常務理事及び前項の業務を執行する理事は、毎事業年度に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

#### （監事の職務及び権限）

- 第 31 条 監事は、次に掲げる職務を行う。
- （1） 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
  - （2） この法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。
  - （3） 評議員会及び理事会に出席し意見を述べること。
  - （4） 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、または法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを評議員会及び理事会に報告すること。
  - （5） 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただしその請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。



- (6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事実があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。
- (7) 理事がこの法人の目的範囲外の行為、その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をする恐れがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずる恐れがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

2、監事の監査については、法令及び定款によるほか、監事全員により別に定める監事監査規程による。

#### (役員任期)

第32条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第28条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

#### (役員解任)

第33条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わるのできる評議員の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

#### (報酬等)

第34条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の役員及び特別な職務を執行した役員には、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程により支給することができる。

#### (取引の制限)

第35条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
  - (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
  - (3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外のものとの間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。
  - 3 前2項の取り扱いについては、第49条に定める理事会運営規則によるものとする。

(責任の免除又は限定)

- 第36条 この法人は、役員「一般社団・財団法人法」第198条において準用される第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。
- 2 この法人は、外部役員との間で、前項の賠償責任について、法令の定める要件に該当する場合には賠償責任を限度とする契約を、理事会の決議によって締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金10万円以上で予め定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

(名誉会長、顧問並びに相談役)

- 第37条 この法人に名誉会長、顧問並びに相談役若干名を置くことができる
- 2 名誉会長、顧問並びに相談役は、学識経験者のうちから、理事会において任期を定め、たうえで選任する。
  - 3 名誉会長、顧問並びに相談役は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

(名誉会長、顧問並びに相談役の職務)

- 第38条 名誉会長、顧問並びに相談役は、理事長の諮問に応え、理事長に対し意見を述べる事ができる。

## 第7章 理事会

(設置・構成)

- 第39条 この法人に理事会を設置する。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第40条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定
- (2) 規程の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職

2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行決定を、理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制の整備
- (6) 第36条1項の責任の免除及び同条第2項の責任限定契約の締結

(種類及び開催)

第41条 理事会は通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎事業年度4ヶ月を超える間隔で年二回開催する。

3 臨時理事会は、次ぎの各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第31条の規定により、監事から招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第42条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 前条第3項2号の場合は、理事が、前条第3項第3号の後段の場合は監事が理事会を招集する。

4 理事長は、前条3項第2号又は第3号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

5 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の5日前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

6 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を

経ることなく理事会を開催する事ができる。

(議長)

第43条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第44条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない

(決議)

第45条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は、理事会の決議に、理事として議決に加わることはできない。

(決議の省略)

第46条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りでない。

(報告の省略)

第47条 理事及び監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

ただし、第30条第4項に定める報告には適用しない。

(議事録)

第48条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、出席した理事長、副理事長及び監事が、前項の議事録に記名押印しなければならない。

(理事会運営規則)

第49条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則による。

## 第8章 会員

(会員)

第50条 この法人の主旨に賛同し、後援する個人又は法人を会員とすることができる。

- 2 会員に関する必要な事項は、理事会の決議により、別に定める会員に関する規程による。

## 第9章 定款の変更及び解散

### (定款の変更)

第51条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の議決を経て変更することができる。ただし、第54条に規定する公益目的取得財産残額の贈与については変更することができない。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条並びに第13条1項についても適用する。
- 3 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第11条第1項各号に掲げる事項にかかる定款の変更をしようとするときは、その事項の変更につき、行政庁の認定を受けなければならない。
- 4 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

### (合併等)

第52条 この法人は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の議決により、他の「一般社団法人・財団法人法」上の法人と合併、事業の全部または一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

- 2 前項の行為をしようとするときは、予めその旨を行政庁に届け出なければならない。

### (解散)

第53条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

### (公益目的取得財産残額の贈与)

第54条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

### (残余財産の帰属)

第55条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第8章 情報公開及び公告

### (情報公開)

第56条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料を公開するものとし、情報公開に関する必要な事項は理事会の決議による。

### (公告の方法)

第 57 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第10章 事務局

### (事務局)

第 58 条 この法人に事務局を置く。事務局の組織及び運営に関して必要な事項は理事会において定める。

### ① 雑則

#### (委任)

第59条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

### 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 8 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前 日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の移行の登記現在の理事及び監事は、次に掲げるものとする。

理事	塩川正十郎	山田法胤	畑 正高	熊谷純三	中造和夫
	生駒基達	堀井暁蓉	大谷香代子	以上 8 名	
- 4 この法人の最初の代表理事は次のとおりとする。

監事	村上太胤	東口哲夫	以上 2 名
----	------	------	--------

理事長 塩川正十郎 副理事長 山田法胤

5 この法人の最初の評議員は、次に掲げるものとする。

松久保秀胤 安田暎胤 太田清史 小山新造 近東宏光  
綿谷正之 山田英夫 小畑洋子 以上8名